

経理処理ガイドライン（2023年10月訂正版）の訂正内容一覧

| 頁  | 項目                                   | 訂正前   | 訂正後  |
|----|--------------------------------------|---|--|
| 18 | Ⅲ.3.（2）車両関連費<br>＜精算について＞<br>① 合意単価方式 | その場合の証拠書類は、 <u>運行記録付の領収書</u> とします。  | 運行記録を削除。<br>その場合の証拠書類は領収書とします。   |
| 26 | Ⅲ.6.機材損料・借料<br>②損料の算定                | 契約履行期間中に損料を計上する必要がある場合、損料の根拠について <u>理由書</u> を提出してください。  | 契約履行期間中に損料を計上する必要がある場合、損料の根拠について <u>確認書</u> を提出してください。   |
| 34 | Ⅵ.4.「直接経費」の精算<br>（定額計上）              | 定額計上した金額の範囲内で実費精算となります。契約締結後に、業務の範囲や内容、金額が確定した時点で二者打合簿を作成し、証拠書類として添付してください。   | 定額計上した金額の範囲内で、 <u>複数見積書等にて価格の妥当性が確認できたものについてはランプサムとすることが可能です。</u><br>契約締結後に、業務の範囲や内容、金額が確定した時点で <u>3者打合簿（金額の範囲内で実費精算する場合は2者）</u> を作成し、証拠書類として添付してください。   |
| 51 | 別添資料 1.<br>2.（1）.①.                  | 当該業務従事者への支給額（基本給及び各種手当）と事業主が負担する法定福利費（健康保険料、年金保険料、雇用保険料等）の合計額が、直近3か月にわたり直接人件費月額を超えていること（2022年度以降は「国内業務／国内業務主体」における直接人件費基準額とする）。 | <u>認定基準は、「当該業務従事者への支給額（基本給及び各種手当）と事業主が負担する法定福利費（健康保険料、年金保険料、雇用保険料等）の合計額が、直近3か月にわたり直接人件費月額を超えていること（2022年度以降は「国内業務／国内業務主体」における直接人件費基準額とする）」とします。ただし、受注者で賞与等を上記合計額に含めることも可とします（詳細は、給与水準確認書を参照してください）。</u> |

以上